

意見書案第6号

つくば警察署（仮称）へのアクセス確保を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

令和元年9月27日

提出者	つくば市議会議員	木村修寿
賛成者	つくば市議会議員	高野文男
		小久保貴史
"		塚本洋二
"		小野泰宏
"		塩田尚
"		滝口隆一
"		金子和雄

## つくば警察署（仮称）へのアクセス確保を求める意見書

つくば中央警察署とつくば北警察署が統合され、令和2年度からつくば警察署（仮称）が開署予定で、現在、つくば市学園の森3丁目50-1に新警察署を建設中です。当該敷地の前面道路には、中央分離帯が設置されているため、敷地内への右折での進入は不可能であり、国土地理院前の交差点から向かい左折でのみ敷地内へ進入することになります。

現在の状況では、研究学園方面や平塚通り線からつくば警察署（仮称）を目指した場合、右折での進入ができないため、国土地理院前の交差点をUターンし、アクセスすることになります。国土地理院前の交差点は、朝夕の交通量も多く、右折の車両だけでなく、国土地理院から警察署方向に直進してくる車両もあるため、Uターン車両と交差することとなり、交通事故を誘発する危険性も考えられます。高齢者ドライバーによる悲惨な交通事故が多発している昨今の状況も鑑み、不特定多数の市民が訪れる公共施設には、安全なアクセス手段を講じることが強く望れます。

また、平塚通り線の交差点に案内標識を設置し、学園西大通り線へ誘導をしましても、案内の見落としや誤って右折進入を試みようとするドライバーは必ず国土地理院前交差点をUターンすることになるため、問題の根本的な解決に至らないと考えます。

このようなことから、つくば警察署（仮称）へのアクセスについて周辺道路事情を考慮した対策を講じるよう、下記のことを強く要望いたします。

### 記

つくば警察署（仮称）に、つくば市役所方面から向かう前面道路に、右折車線及び信号機の設置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月27日

つくば市議会

(提出先)

茨城県知事

茨城県議会議長

茨城県警察本部長